

用水開鑿規則 (場)

今般武儀各務令見、三郡：同法、用水
開鑿：日各務郡、現用水組合聯合村會
管理有、武儀郡上下自全村、委任シ
代理者ト假議締結スルコトヲ、如シ
第一條 本用水ヲ利用スルハ各務郡、
及武儀郡上下自全村、拾遺前村
トス
第二條 武儀郡小全用村地内郡上川通字
村、
入レリル處、
同用水路歩擴、

第三條 前降水量ノ定、
第四條 本流水路ノ通管及分置標、
第五條 前降水量ノ定、
第六條 但代全、
第七條 本用水開鑿創業費、
第八條 用水路新設及歩廣、

第九條 但代全、
第十條 前降水量ノ定、
第十一條 本流水路ノ通管及分置標、
第十二條 前降水量ノ定、
第十三條 但代全、
第十四條 用水路新設及歩廣、

第十五條 但代全、
第十六條 前降水量ノ定、
第十七條 本流水路ノ通管及分置標、
第十八條 前降水量ノ定、
第十九條 但代全、
第二十條 用水路新設及歩廣、

第二十一條 但代全、
第二十二條 前降水量ノ定、
第二十三條 本流水路ノ通管及分置標、
第二十四條 前降水量ノ定、
第二十五條 但代全、
第二十六條 用水路新設及歩廣、

第二十七條 但代全、
第二十八條 前降水量ノ定、
第二十九條 本流水路ノ通管及分置標、
第三十條 前降水量ノ定、
第三十一條 但代全、
第三十二條 用水路新設及歩廣、

第三十三條 但代全、
第三十四條 前降水量ノ定、
第三十五條 本流水路ノ通管及分置標、
第三十六條 前降水量ノ定、
第三十七條 但代全、
第三十八條 用水路新設及歩廣、

第三十九條 但代全、
第四十條 前降水量ノ定、
第四十一條 本流水路ノ通管及分置標、
第四十二條 前降水量ノ定、
第四十三條 但代全、
第四十四條 用水路新設及歩廣、

武儀郡上白全村
 代理者 後藤 丈助
 全 後藤 幸治郎
 全 下白全村
 全 松田 嘉共衛
 全 山田 徳治郎

各務郡及見村外九ヶ村用水組合聯合村會
 管理者
 厚見各務方縣郡長阿部直輔殿

前書條約之確實ヲ記スル為メ茲ニ證明ス
 武儀郡長 齋藤 信
 武儀郡小倉名村外四ヶ村
 戸長 窪山 治吉

前書ノ通り規約致シ候ハ月寫信通言上置
 信也
 上白全村
 代理者 後藤 幸治郎
 下白全村
 代理者 山田 徳治郎

各務用水路水害復舊工事十時程ノ
 準備陳述書

各務用水路同業主唱發起人山縣郡六田村
 岡田只治謹シテ聲明ス 樺山 岐 幸 和 幸 岡
 下 陳述シ親シク實慮ヲ仰カントス 抑モ我縣
 下武儀各務各見三郡通過スル各務用水路
 ハ其水潦ヲ武儀郡小倉田村地内長良川ニ流シ
 各務郡各見村ヲ經テ見郡水海道通村ニ終リ
 其延長五里餘ニ及ブ而シテ幸業ヲ明治拾八
 年ニ創シ七十年間ノ星霜ヲ經明治前拾四年六
 月ニ至リ始テ切テ竣工ノ通水ス然レモ天下未嘗有
 之災害トモ謂フマキ明治前拾四年拾月濃尾ノ

大震災及前拾六年十長良川大洪水ニテ非常
 ノ大災害ヲ被リ官ノ補助ヲ得テ漸ク復舊モシ
 承年復々大水害ニテ水路崩壞寒極流失
 其復旧工事十貫貫ノ莫大ニシテ大略各馬有
 全田ヲ要スルニ至ル今ア災後ノ民力ニシテ如何
 大ノ復旧費ヲ要スルニ相合ニ於テ如何トモス能ハ
 ズ而シテ復舊モテハ數百町歩ノ牧田ノ濁湯
 為ニ相合得テ分辭モシテ不辛ニ隔リ實ニ
 相合人民ノ憂慮シテ復舊モテハ難極ニ達
 ス嗚呼 相合自ノ所ノ極難ニ隔リタル者等
 創業者主唱者於テ實ニ傍觀スルニ忍ビテレ
 ヲリ如何トナシバ此水路ニシテ我等主唱發起
 人等復々大水害ニテ水路崩壞寒極流失
 其復旧工事十貫貫ノ莫大ニシテ大略各馬有
 全田ヲ要スルニ至ル今ア災後ノ民力ニシテ如何
 大ノ復旧費ヲ要スルニ相合ニ於テ如何トモス能ハ
 ズ而シテ復舊モテハ數百町歩ノ牧田ノ濁湯
 為ニ相合得テ分辭モシテ不辛ニ隔リ實ニ
 相合人民ノ憂慮シテ復舊モテハ難極ニ達
 ス嗚呼 相合自ノ所ノ極難ニ隔リタル者等
 創業者主唱者於テ實ニ傍觀スルニ忍ビテレ
 ヲリ如何トナシバ此水路ニシテ我等主唱發起

ナリスルハ組合人民ノ創業者以來ノ辛苦ト今月
 斷ニ數度ノ災難ニ其ノ殊ニ前年多望アル
 國家幸甚幸甚、災難等ノ及ブノ際ニアラザリシト
 思フ、然レモ生シテ轉々歎息ノ情ノナリシト然レモ
 今、及ビ落膽シテ復舊幸業ヲ放擲セシムル
 知合ニ一備ノ紛乱ヲ醸シ公益幸業ヲ終毒
 ヲ流メ故ニ倉庫等ヲ復舊高ノ幸業ヲ勃興
 セシカ思ヒ又災後ノ民力ノ堪ノス實ニ道阻
 答ニ仰リ親々ハ閣下ニ於テ前途ノ幸業深
 賢慮ヲ勞カシ用水路ノ特種ノ情アルモノト
 認定シ下カシ工費ノ補助ヲ與ヘシ相合人
 民ノ安堵シテ遂ニ本業ニ就カシムラシコト

ヲ殊ニ用水路同業幸業ヲ維新以來
 縣下此類サキニ幸業ニシテ莫ク地方公
 益幸業、實ニ過リ然レモ一朝天災ノ為
 ノ廢路等ノ幸業ヲテハ閣下ノ用水ノ不辛
 ノ、シテ、廣ク幸業ヲ全般ニ流シ得ル
 多望ナリ有スル殖産幸業擴張ノ實
 及ビシ者等終身所業ヲ獎勵スル所ハ
 ナリ悲々又昨前拾八年山縣方縣二郡
 通過スル用水路同業工事、如何ニ
 縣會ニ於テ地方後補助ヲ議シタル幸
 業ニ之レカ為中絶セントス不辛ニ隔リ
 其レ縣下東北部地方、幾十方田ノ利

益アル用水路同業幸業ノ擴張ニ水沓ニ隔
 スル、若シヤリ蓋シ世上有益ナル幸業ヲ興
 ヲ實益ヲ見ケル内、廢絶等ノナリテハ一收
 幸業ニ實益ヲ得テ終ニ今月戰後政府ノ方針
 タル殖産擴張ノ大主義ニ及ビ縣下一般ノ
 不利益ト確信シ依テ今回相合同意シテ親
 用水路工事ノ補助ヲ與ヘシ復舊高ニ
 組合人民ト吾等主唱者ノ情ニ安カシムラシ
 功望メ故ニ用水路同業ニ非ニ忍テ謹
 上申仕候 誠恐謹言
 各務用水路主唱發起者
 岐原 縣 山 縣 郡 六 田 村

明治廿八年拾月 岡田 只治
 岐原縣郡長 樺山 資雄 殿

祝詞

本川盛運トトテ各務用水路成功建碑式ヲ舉行スルニ不肖者治部省ノ吏員トシテ十載ノ一擧ナリ茲ニ各務用水路開鑿ノ艱難ヲ

明治拾七年ニ至リ當時、部長駒田氏該地方用水路開鑿ノ適否ヲ不肖者認シテ不肖者答フニ津保川ノ水面低ク水量少ク用水々源ニ適マズ長良川ノ水ヲ用フニ若カスト般ニ拾七年改修シテ合意スル處ノ武部郡小全田村大

不見村友人下野氏、語、同氏、賛成スル所レテ四十二ヶ村ノ官立タル有志者八拾四名ノ賛成ヲ得、其節ノ手續ヲナシ上下自全一區トシ各見村外九ヶ村聯合村ノ由ニ取議ヲ遂ケ而シテ管理者阿部部長彌々其尚、當リ工率

管理者阿部部長大之、其感ス所ノ下向セテ不肖者聊カ爾後、方策ヲ建議セシ、部長決意シ政府ノ補助金ト組合員ト合シ

コレヲ百十、辛苦ヲ嘗テ偶々成功スルモ天災連年變五回、及、既、成功後年々復シテト拾六年

著クモ、ナレ不肖者微功ヲ外ノスル此盛舉ノ末

明治四十四年四月二十八日

發起人 園田只治

6-2 土地改良区保存品

岐阜市司町1番地（岐阜総合庁舎内）各務用水土地改良区事務所にある保存品は次のものである。

6-2-1 書物

- (1) 各務用水土地改良区沿革史
昭和40年12月発行 各務用水土地改良区
- (2) 各務用水土地改良区沿革史
改良事業記念誌
昭和50年3月11日発行 各務用水土地改良区

6-2-2 絵図・写真類

- (1) 各務用水平面図（装丁）
- (2) 各務用水功労者法号
- (3) 各務用水関係写真及び功労者写真
- (4) 表彰状類

6-2-3 古文書類

横山忠三郎氏所蔵文書（6-1-3 に掲記）

6-2-4 事務局書類

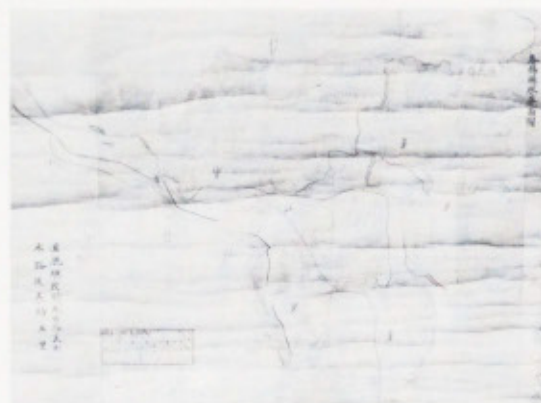
歴代役員・総代名簿
収支予算書
定款・規程等

6-3 貴重な資料の保存と連絡などお願い

6-1 今回調査した貴重な資料において書きましたが、各務用水の歴史資料は、図書館・歴史資料館には、保存されていません。

開削当時の役員、協力者（当時地主）・寺などに所蔵されているように思われます。

各務用水の歴史資料は、貴重な資料ですか



● 土地改良区の保存品

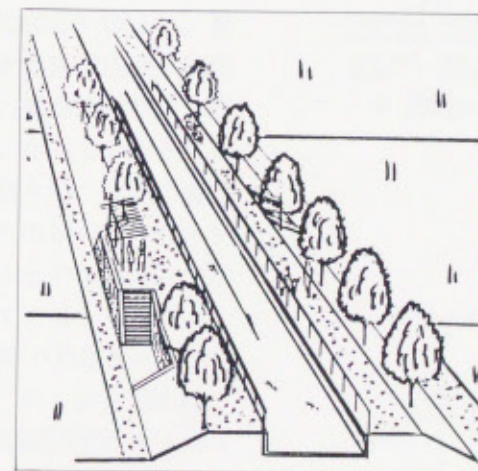
ら、次のように保存と連絡については是非共ご協力をお願いします。

連絡お願い	
保 存	・ 自宅に保存する。 ・ 各務用水土地改良区に保存依頼する。 ・ 県歴史資料館に保存依頼する。
連 絡	各務用水土地改良区 TEL (0582) 62-1485 岐阜市司町1番地 岐阜総合庁舎内

ご連絡に関しては、各務用水事務局長が早速お伺いします。

第7部

維持管理への提言



第7部 維持管理への提言

7-1 用水をめぐる状況変化

7-1-1 農村における水利用の変化

農村における用水は、古来かんがい用に用いられ、農作物や農機具の洗浄、家畜の飲み水、水車の動力、炊事・洗濯の家庭雑用水として、上流の人々も下流の人々も用水施設を共有財産として大事にして、子孫に引継いできた。一昔前まで農村の風景描写には、必ず小川（用水路）での洗濯風景が描かれていた。農村では、小川が家庭用水として使われたので水はキレイで、汚すこともなかった。その遺物として、現在でも農村集落内の水路のへりにある降り口のついた洗場が、昔の面影を残しているのである。

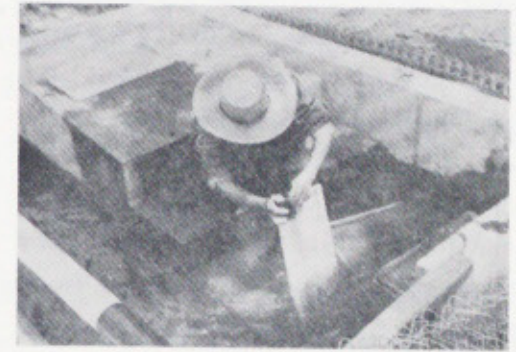
又、用水は、地域の自然環境の一部分を保ち、メダカやトンボ、ホタルの棲むふるさとの小川として、川辺の草木と調和した憩いの場でもあった。

そのような景観は、もはや簡単に見ることができない。

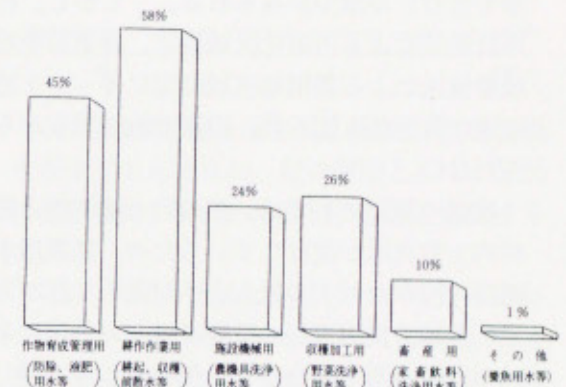
ところが、1955年（昭和30年）頃より、社会経済の発展に伴って、まず生活用水は衛生確保のため水道に分化し、農事用の利用も便利な水道に転化していき、かつての用水は雨水・生活雑排水を受ける排水路の役割に変化していったわけである。その昔に、メダカやホタルの棲んでいたふるさとの用水は、用水を清流にしなければ戻ってこなくなった。

更に、今日では農村集落の非農家の増加、生活様式の変化等により、かんがい用水路の改良では暗渠化したり、危険防止のフェンスを取付けたりして施設の管理・保全に余計な工事をせねばならず、将来の施設管理に問題を残していくのでないか懸念される。

一方では、清流を維持するために用水の一部を地上の用水路に流し、地域の環境保全、



● 各務用水にある洗場



● 農村における水利用（東海地方）



● 農業用水の多面的な機能

農村景観の保全に努めているところもある。

今や、農村における用水路、排水路の役割は、農業用の観点だけではなく、農村社会の総合的な視点から見直して、新しい時代の農業水利として発展させていく必要がある。

特に、都市近郊に位置する各務用水では、受益者と住民の合意によって、水辺の景観づくり、水辺の憩いの場づくり等を考えていく必要がある。

7-1-2 都市化のなかの農業用水

経済の高度成長に伴う産業と人口の都市集中によって、各地の都市で急激な拡大が起り、周辺地域の農地は宅地や工場用地に変わった。各務用水区域においても16.9%（土地改良減歩を含む）の減少がみられる。しかし、都市計画法による市街化区域設定、農業振興地域整備法による農用地区域設定に伴って土地利用の秩序化も図られ、以後は激減現象がみられない。

現状の課題としては、都市的土地利用と農村的土地利用が混在しているため、農業用水施設に污水やゴミの流入は不可避的な面があり、土地改良区当局、受益者はその対策に余計な経費と労力をかけて、毎年苦しさを増しつつある。土地改良施設維持管理適正化事業の内容をみると、除塵機の補修、スクリーンの設置及び補修の多いことから理解できるのである。又、用水への污水の流入は、汚泥を堆積し、富栄養化による青藻の発生と水路壁への付着、雑草の繁茂等は、防ぐ方法がなく、毎年の水路掃除で精一杯の除去をしている現状である。

一方、かんがい面積が減少しても、それに見合う用水の節約はできないばかりか、前述のようなゴミ、汚泥、青藻付着等により、通水量のロスが増えてくる等用水管理者の苦悩は増してくる一方である。

古来、農業用水は、かんがい用途の他に多

項目	農業用水基準	項目の内容	基準を越えた場合の主な障害
pH (水素イオン濃度)	6.0-7.5		① 酸性的の場合、土壌の肥力が低下され、土壌から有害な物質が溶出されて農作物に有害となる。 ② アルカリ性の場合、鉄、マンガンなどの微量栄養素が減少し、土壌の肥力が低下する。
COD (化学的酸素要求量)	6 ppm以下	Chemical Oxygen Demand 水中の有機物、主として有機物によって化学的に消費される酸素の量	① 土壌中の微生物の活動が抑制され、土壌の肥力が低下する。 ② 有害な物質が溶出され、農作物に有害となる。 ③ これらによる土壌の劣化、腐敗の発生。
SS (浮遊物)	100 ppm以下 (農 地)	Suspended Solid 浮遊物質、水中に懸濁している不溶物の総量	無機質の懸濁物質が水田に流入すると、土壌中の孔隙が詰まり、土壌の透水性が低下し、生育に障害を与える。
T-N (全窒素)	1 ppm以下	Total Nitrogen アンモニア態、硝酸態、亜硝酸態等すべての窒素量	過剰となり、土壌の肥力が低下し、また、地下水に溶けやすくなる。一部に硝酸態が溶け、地下水を汚染する。また、地下水も悪化する。
DO (溶存酸素)	5 ppm以上	Dissolved Oxygen 水中に溶解している酸素の量	低酸素状態が持続され、土壌中の微生物の活動が抑制され、土壌の肥力が低下する。また、土壌中の有機物が分解され、土壌の劣化、腐敗の発生。
カドミウム	0.01 ppm以下		イタイイタイ病の原因とされている。
シアン	検出されないこと		呼吸器、神経系、造血系の障害が起る。多量摂取の場合は死亡する。
有機リン	*	パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びEPNをいう	頭痛、めまい、嘔吐、瞳孔縮小、視力減退等の症状が起る。死亡することもある。
鉛	0.1 ppm以下		少量の鉛が土壌に蓄積して作物に吸収されると、鉛中毒、貧血、腎臓障害、骨髄障害、脳障害、神経障害、腎臓障害、骨髄障害、骨髄障害を起し得る。
クロム(6価)	0.05 ppm以下		大腸に吸収されると、癌、糖尿病、腎臓障害、骨髄障害、骨髄障害を起し得る。
ヒ素	0.05 ppm以下		皮膚病、浮腫、出血、骨髄障害、骨髄障害を起し得る。

● 農業用水基準

目的利用があった。今日でも特に冬期における防火用水の役割を担っているため、当各務用水では、一定量の冬期用水量を流している。

用水路の持つ重要性を広くPRし、要所に標識を立て、コミュニティ活動の運動キャンペーンに加える等して、用水路の保全を訴えていく必要がある。

受益者負担のかかった公共施設をどうして負担していない人が汚したり、迷惑をかけてよいのだろうか。このような特殊な公共物はないので、もっと認識を深めていくことが肝要である。

7-1-3 農村のもつ役割

農村は、国民の大切な食糧である農産物の生産の場としての機能を本来の使命としてきたが、同時に農村の空間的、社会的特性や農業の持つ環境保全的な側面を通じて、緑豊かな居住空間の提供、自然環境の保全、さらには、国土資源の維持、培養や豊かな伝統文化の温床としての機能等多面的な価値を社会に貢献してきた。

年々変ぼうしていく農村において、農業構造の改善と農業基盤の維持、保全をかみ合わせていくためには、農業生産基盤を基本にした生活環境の一体的整備がなされていかねばなりません。

そこで、今後の農村において期待される多面的な機能と役割としては、

- (1) 国内における食糧の総合的な自給力を維持し、食糧の安定供給の場としての機能を効果的に果たすこと。
- (2) 農村における資源の有効利用と生活環境の整備を進め、調和のとれた活力のある地域社会を形成すること。
- (3) 農業と関連産業を通じて、資源の有効利用を基礎として、農村地域における所得形成と就業の場を維持すること。

農村地域(非DID地区)の人口、面積 (昭和55年)

	所在地	面積 (万ha)	居住者		
			総人口 (千人)	就業人口 (千人)	うち非農業就業 者数(千人)
全 国		1,103	117,060	55,811	50,327
農村地域(非人口集中地区)		1,003	47,126	23,382	18,234
農村のシェア(%)		90.9	40.3	41.9	36.2

資料：総務省「国勢調査」、国土庁「公共施設用地調査」「都道府県の土地利用調査」

食料供給面以外での農村の役割 (複数回答)

○緑地や景観など美しい自然環境を維持すること	56.6%
○洪水を防止したり、水を貯えたりすること	17.1%
○汚れた空気をきれいにする	16.8%
○レクリエーションの場を提供すること	7.9%
○心のふるさとや、やすらぎを提供すること	29.4%
○伝統的技術や芸術を守り育てていくこと	13.3%
○豊かな自然とゆとりを求めて農村に移り住みたい人に居住の場を提供すること	28.3%
○その他	0.5%
○わからない	9.6%
計	179.4%

(4) 農業活動を通じて、国土と自然環境を保全するとともに、緑の空間として、国民の健康保持の面からも農村の機能を強化すること。

(5) 人間の情操と創造性のかん養に寄与するとともに、伝統的な民族文化を継承し、豊かな文化的風土を形成する農村の役割を高めること。

農村のモデル図



7-2 稲作栽培法の進歩に対応する用水管理

・受益区域での水稲作付志向は高いが、水田農業確立対策の実施により、やむをえず水稲作付面積は、調整により減少している。一方、米の消費は、やや減少傾向にあるが、さらに食生活の向上、グルメ志向等により、消費志向は「うまい米」を求める傾向にある。このような需要の動向に応じた「良質米」の生産拡大が進んできた。

・米をめぐる内外の厳しい情勢に対応するため、農地の流動化、農作業受委託の促進等による経営規模拡大によって中核農家や生産組織が僅かながらできつつある。なお、今後も地域の実情を踏まえて、機械作業のエリア、規模に応じた数集落に及ぶ組織化を進め、機械適正規模と効率的な利用等をねらって低コスト化が進められる。

当土地改良区としては、地域の稲作栽培法に対応する用水管理をしていくことにする。

7-2-1 地域営農推進協議会へ各務用水参加を

受益区域内の市ごとに地域営農推進協議会(仮称)があるのですが、この協議会のメンバーに各務用水土地改良区役員又は総代を1人参加できるように配慮して頂きたい。

用水の管理・調整は、地域の実情により調整を図らねばならないこと、広範な区域の調整は小回りすることができないので、常時協議の過程において用水側の意見も出し、地域の実情も把握していくためのものです。現在既に参加できているところは有難いのですが、必要と考えられるところは是非共願います。

7-2-2 分線系統図の作成

地域営農推進の検討・調整を進めていくためには、各務用水幹線及び支線より分水する分線系統図の作成が必要です。圃場整備事業、単独改良工事などにより変わってきていると思いますが、この作成を行います折は是非共協力方お願いします。

この分線系統図にもとづき分水の管理・調

整を検討していきます。

7-2-3 ブロックローテーション方式による営農と用水のあり方

水田転作の継続化により、各地域でブロックローテーション方式がとられている。営農上においても効果が上がるが、用水としても水資源のむだをなくし、下流へ必要な用水をより多く流せるなどの効果があります。

ブロックローテーション区域を7-2-2 分線系統図に記入して、用水管理図を作成しますので、ご協力をお願いします。

7-2-4 受益地域の稲作の現状と課題

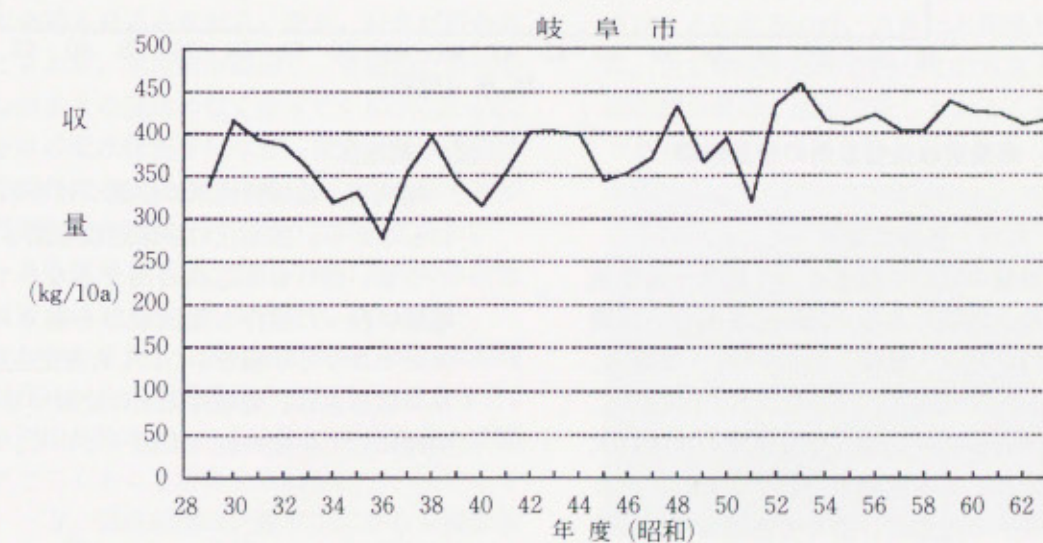
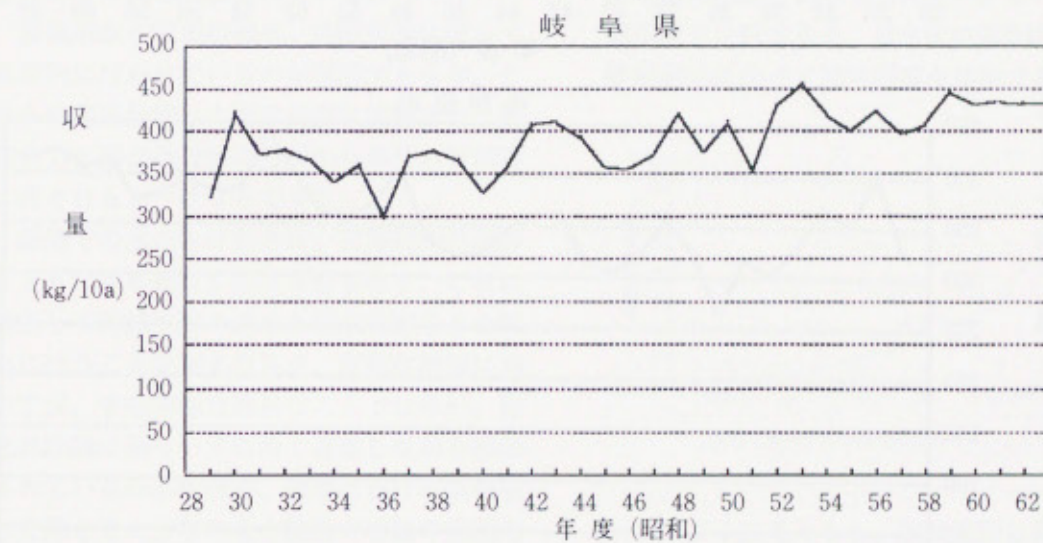
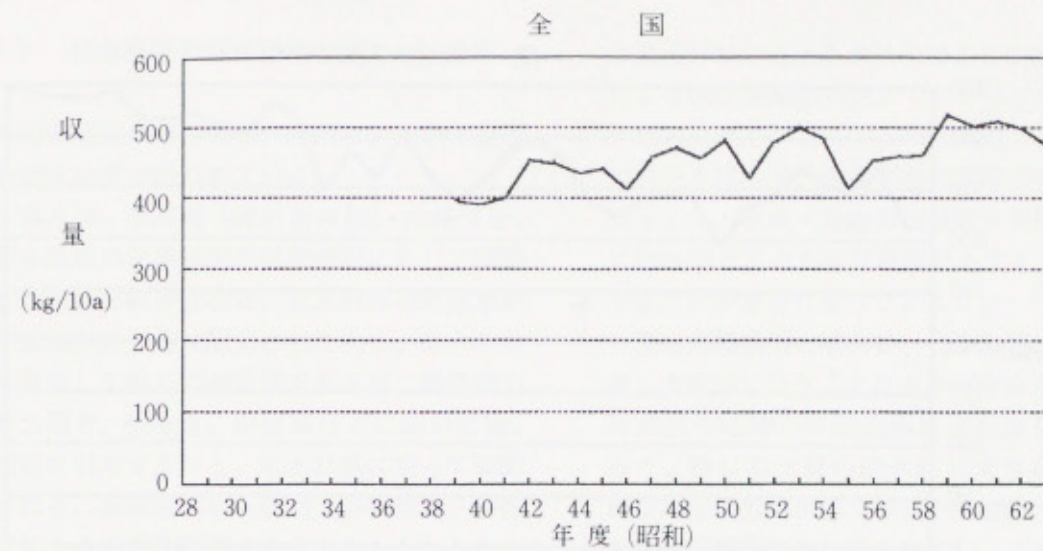
受益区域のデータが掴めないで、市別の統計値、関係農協支店、農業改良普及所等のデータ、聞きとり等によってまとめてみた。

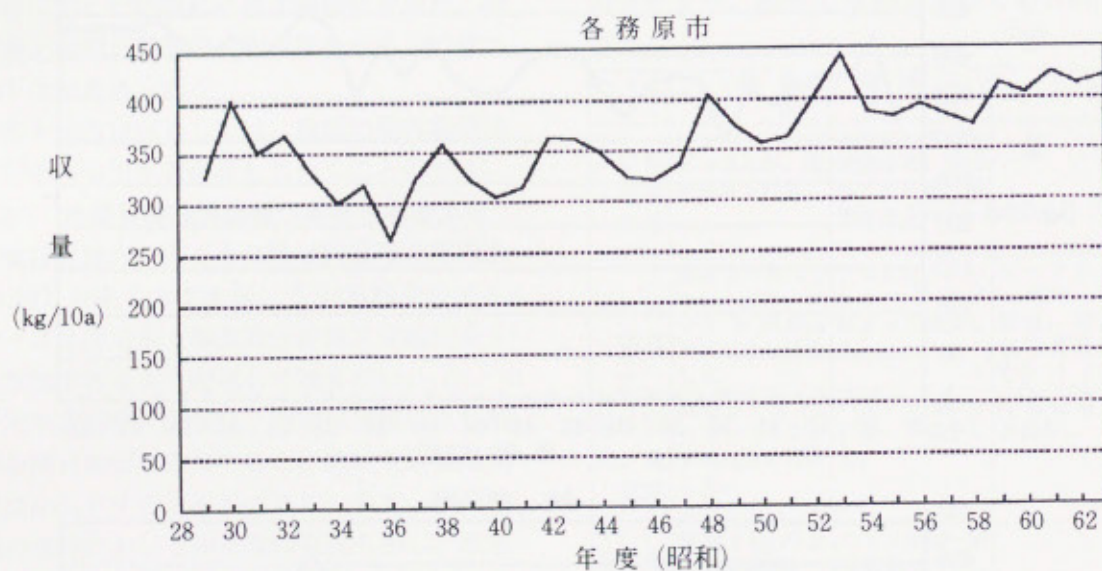
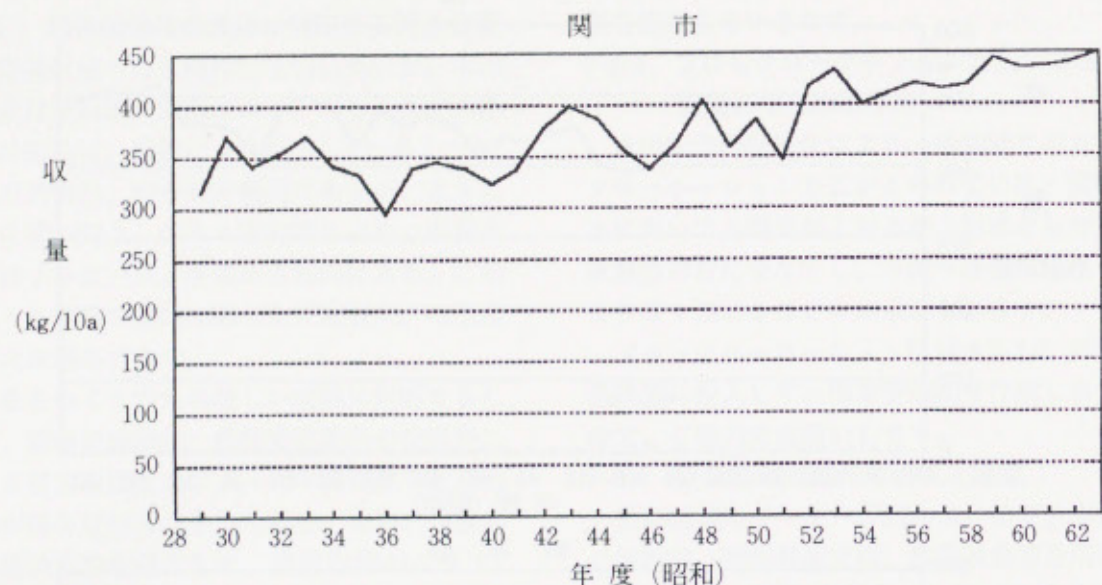
	稲作の現状		摘要
	早期	普通	
上白金 下白金 区域	コシヒカリ1.7%であるが、増加がみられる。	みのにしき(地域特産米)10.3%であるが、増加がみられる。	
芥見 区域	最近3ヶ年で、コシヒカリ、ハツシモ35.9haで46%余に普及した。	コシヒカリ、ハツシモの伸びによって減少した。	ローテーションブロック設定。早期栽培普及進む。
岩 岩 滝 区域	最近3ヶ年で、ハツシモ9.2haで40%余に普及した。	ハツシモの伸びによって減少した。	早期栽培普及進む。
蘇原 那 加 区域	蘇原1haハツシモ試験田。	ハツシモ60~80%黄金マサリ、日本晴。	
北長森 南長森 区域	コシヒカリも普及しはじめた。	ハツシモ60~80%。	

7-2-5 単位当たり収量の傾向

土地基盤整備、用水改良、営農技術、農業除草剤等の進歩により単位当たり収量は上昇してきたが、最近では伸び悩んでいる。

(次図参照)





7-2-6 県農業改良普及所の普及指導

(1) 岐阜・各務原地区

地域の実状を踏まえ、1集落～数集落に及ぶ地域ぐるみの組織化を図り、作業単位の拡大、機械、施設の適正な導入、効率的な利用等により低コスト化を図る。

消費者嗜好に合った良質米の生産拡大のため、ぎふ銘柄米（ハツシモ、コシヒカリ）の推進と、併せて適地に早植栽培を導入し、生産の安定を図っていく。

(2) 関地区

銘柄米、地域特産米の位置づけを明確にしながら、産地化の早期達成を図る。

うまい売れる米志向の高まるなかで、地域に合った稲作と集団栽培を基本に、コシヒカリで早植を中心にした安定生産、みにしきは、地域特産米の位置づけを明確にして生産の拡大を図っていく。

7-3 用水施設の維持管理の望ましい方向

・用水施設の維持管理、運用は、一般に土地改良区の手で行われている。

取水は、水利権（流水占用権）に基づき、用水区域の営農状況や気象状況に応じて調節される。分水の管理は、取入れられた用水が受益地内に平等に配分されるよう、あらかじめ調整しておくのが普通であるが、稲作期の最大期や、代かき、田植期などにおいては、順番に引水するなど、配水計画に沿って調節される。末端水路から耕地への引水は、耕作者によって調節管理されている。

農業用水の管理組織は、施設規模に従って重層的に行われているのが実態であるが、これらの運用管理は土地改良区に統轄され、管理労力も組合員分担の方式から専任の管理者に任されるようになってきた。

耕地での水のかけ引きは、営農技術の進歩とともにきめ細かく操作されるので、これに対応して幹線水路の送水と取水管理をきめ細かに行うことが望まれるが、広範な地域においては、その調節は容易なことではない。従来は経験に基づいて各所で連絡しながら操作されているのが普通で、耕地における水利用に支障を来さないよう施設の容量の範囲内で余裕を見込みながら、取水、分水が行われてきたが、水需給が逼迫し、管理のための余裕があまり見込めなくなってくるに従って、全体の配水状況を見ながら取水と分水の施設を操作できるようリモートコントロールの管理施設が設置されるようになってきた。

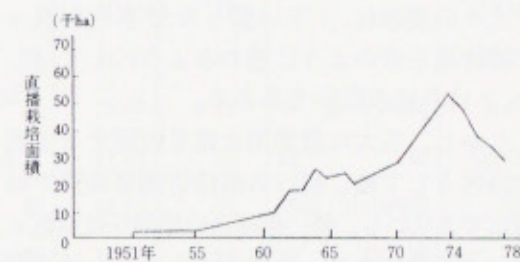
・当各務用水では、現在のところその必要性は将来にでてくるものと考えられる。

しかしながら、現在の戸別稲作が、大型機械化による大規模経営方式になってくると、水利用の集中化につながり、やがてその必要がでてくるのが考えられる。

・一方、受益面積は、緩やかながらも減少傾向をたどるため、取水量の増加は、施設能力

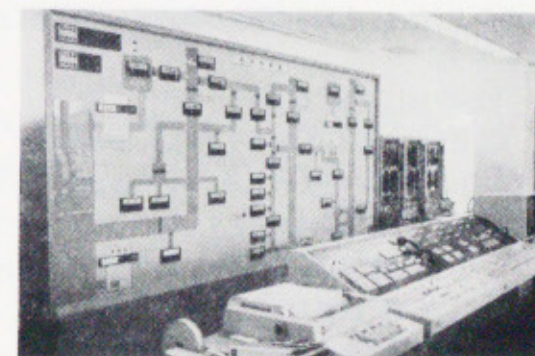
の余裕がないことも含めてできることでなく、むしろ取水量減少の話がでてくる。よって、今後の見通しに立って、用水施設の維持管理の適正を図って、営農形態の変容にも対応し得るよう、取水・分水の相関性を把握し、逆に用水側からみた営農形態のありようを示唆することが必要になってこよう。

・湛水直播栽培の場合は、代かき用水量は一斉に大区域に行うことになり（分水系統別）、浸透量や畦畔への浸透漏水が増加しがちであり、特に心土層の透水性が大きい水田、地下水位の低い水田ではその増加量が大きく、また栽培初期においても大きい。これらを目減水深で比較すると、農水省の調査結果では、移植栽培に比べて20%程度の増加であった。



資料：農林水産省農家園芸局調査による。

・このように考えると、取水管理は極めて大事なことになるので、さきにも記述したように、当土地改良区が管理している取入口の水位記録の整理と図表化をしておくことが肝要である。



●監視制御設備

7-4 水辺の景観づくりへのアプローチ

人々が水に、自然景観に、じかに触れることのできる貴重な環境として、水辺の有用さが見直されてきた。農業用水路は、人工の小川のように親しみがあつたが、水路舗装など改良整備によりかんがい用水路の効率を高めつつ安全性からフェンス、ガードレールなどで隔絶され、かつての水への親しみは消えて、水路堤は雑草繁茂し、もはや寄りつくことさえできなくなってきた。

一方、農業用水路は、集落に近いところを流れ、非かんがい期も水路維持用水、畑地かんがい、営農用水として必要流量が流されるので、防火用水としての水利の役割も担っている。

人々の要求は、「生い繁った草木を刈取って溝畔道を昔のように通れるようにしてほしい。」は共通の願いでもある。

しかし、長大な農業用水路を管理する土地改良区としては、現行の維持管理事業費では対応できないし、勢い賦課金の増額へはね返っていく問題である。今や用水をもつ土地改良区の最も大きな懸案事項である。この機会に「水辺の景観づくりのアプローチ」として若干の考え方を検討してみたい。

7-4-1 水辺散策路整備への考え方

水路堤の草木刈りを地域住民が、ボランティア活動で行い、水路散策路の整備を土地改良区が行う。

- 土地改良区と地域住民が一体
 - 水辺散策路幅2.5~3.0m歩行道舗装
 - 水辺堤法面一花壇づくり
- (ねらい) 用水管理の利便
用水堤の維持協力
- (効果) 地元との調整をつけて順次進めていくと、全線整備ができていく。

水辺散策路は、一般車両通行禁止但し管理用車のみ可)とすれば、老人散策路・通学路に利用でき、交通事故防

止の面から二次効果が大きい。

例年の水路浚渫作業の効果、水辺堤の管理がしやすくなり、草木類の繁茂防止ができる。

7-4-2 水辺空間づくりへの考え方

水路堤の外側は、法面幅がある。空間づくり可能なところを、ボランティア活動で草木刈りを行い、残土砂、コンクリートこわし材等の再利用のもとに、土地改良区が土留工事を行う。

- 散策路の休息施設用地
 - 散策路の出入口(階段、斜路取付)
 - 管理用車の転回場所
- (ねらい) 用水管理の利便
用水堤の維持協力
- (効果) 散策路のできた箇所へ設ける。原則として数集落に1ヶ所、設置間隔おおむね500mに1箇所とする。

集落のポケットパークとして、憩いの場に適する。草刈り、浚渫作業等の休息所になり効果は多い。

7-4-3 市民清掃日に草刈り管理

施設のできたあとは、市民清掃日に輪番制で地域住民のボランティア活動で草刈り作業を行う。

- 年に2~3回草刈りをすれば景観保持ができる。

7-4-4 水辺空間に養魚池、魚巢設置

用水の水質管理の観点からも魚の棲む環境を保全していく必要がある。水辺空間に、親水護岸、養魚池、魚巢設置を考えると子供の憩いの場に最適になる。

ふるさとづくり、地域づくりは急務である。三市をつなぐ用水路を軸に、土地改良区が、三市と連携して「水辺の景観づくり」へアプローチできれば、100年記念のスタートとして大きく脚光を浴びるでしょう。

米価の歩み—参考資料

各務用水100年にちなんで、米価の歩みを調べると次の表のようです。

米価は、物価の基準と考えられるので、時代の動きがよく伺われます。

玄米60kgの価額です。

昭和52年産以前は、うるち1~4等平均包装代込みの価格、

昭和53年産は等級整理によるうるち1~2等平均包装代込みの価格。

54年産からは、うるち1~5類1~2等平均包装代込みの価格。

年代	摘要	価格 円 銭 60kg当り	年代	摘要	価格 円 銭	年代	摘要	価格 円 銭
明治20年		2.00	大正元	桂内閣	8.38	12	支那事変閣	12.40
21	町村施行	1.96	2	山本内閣	8.53	13		13.06
22	山県内閣	2.40	3	大隈内閣	6.45	14	平沼阿部内閣	14.48
23		3.58	4		5.23	15	米内近衛内閣	17.03
24	松方内閣	2.82	5	寺内内閣	5.50	16	世界大戦閣	16.93
25	伊藤内閣	2.94	6		7.94	17		19.42
26		2.96	7	原内閣	13.10	18		20.27
27	日清戦争	3.52	8	シベリア出兵 米騒動	18.40	19	小磯内閣	24.74
28		3.55	9	人口5,500万人	17.85	20	終戦	120.00
29	松方内閣	3.82	10	高橋内閣	12.32	21	吉田片山内閣	220
30	伊藤内閣	4.79	11	加藤山本内閣	14.06	22	芦田内閣	702
31	大隈山県内閣	5.96	12	東京大地震	14.65	23	吉田内閣	1,458
32		4.00	13	加藤内閣	15.33	24		1,739
33	伊藤内閣	4.77	14		16.63	25		2,419
34	桂内閣	4.92	15		15.03	26		2,820
35		5.06	昭和2年	田中内閣	13.99	27		3,280
36		5.77	3		12.28	28	鳩山内閣	3,669
37	日露戦争	5.29	4	浜口内閣	11.57	29		3,750
38		5.14	5		10.12	30		3,843
39	西園寺内閣	5.89	6	岩槻内閣	7.34	31	石橋内閣	3,734
40		6.59	7	満州事変	8.40	32	岸内閣	3,843
41	桂内閣	6.38	8		8.50	33		3,843 (政府買入価格)
42	米検査制度	5.26	9	岡田内閣	10.37	34	伊勢湾台風	3,890
43		5.31	10		12.12	35	池田内閣	4,162
明治44年	西園寺内閣	6.94	昭和11年	広田内閣	12.46			

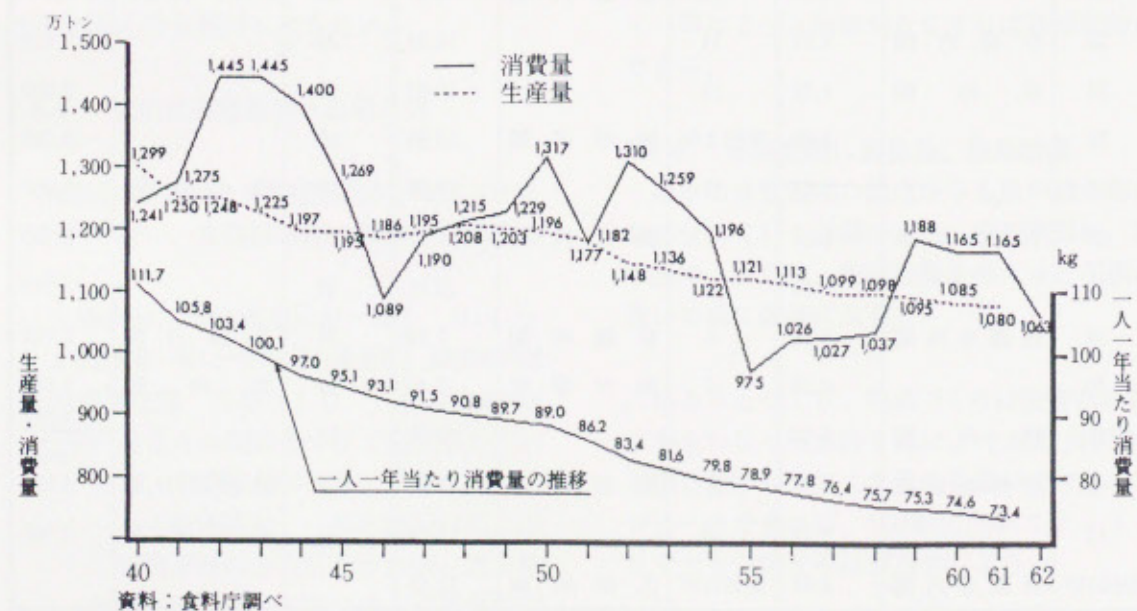
年代	摘要	価格	年代	摘要	価格
昭和36年		60kg当り円 4,421	49	エネルギー危機 三木内閣	円 13,615
37		4,866	50		15,570
38		5,268	51	福田内閣	16,472
39	佐藤内閣	5,985	52		17,232
40		6,538	53	大平内閣	17,251
41		7,140	54		17,279
42		7,808	55	鈴木内閣	17,674
43		8,269	56		17,756
44		8,256	57	中曽根内閣	17,951
45		8,272	58		18,266
46		8,522	59		18,668
47	田中内閣	8,954	60		18,668
48		10,301	61		18,668

米をめぐる諸問題

米は、食料消費が多様化するなかで、引続き消費量の減少が見込まれ、潜在的な需給ギャップは今後とも拡大することが見込まれる。

このため、水田農業確立対策、米の消費拡大対策等を推進し、米需給の均衡化を図ることが急務である。最近では、米の自由化問題まで台頭してきた。米問題が日本農政をきめる正念場ともなってきた。

米の全体需給の推移



米の生産調整の経緯

対策	年度	目標面積 (万ha)	実施面積 (万ha)	目標達成率 (%)	対策の重点	
稲作転換対策	S.46	54.7	54.1	98	①米の生産調整 ②稲から他の作物への作付け転換 (48年度まで休耕を認めた。)	
	47	52.0	56.6	108		
	48	49.8	56.2	112		
	49	32.5	31.3	98		
	50	24.4	26.4	111		
水田総合利用対策	51	21.5	19.4	91	①米の計画的生産 ②米以外の作物の自給力向上	
	52	21.5	21.2	99		
水田利用再編対策	第1期	53	39.1	43.8	112	①米の計画的生産
		54	39.1	47.2	121	
		55	53.5	58.5	109	
	第2期	2期の基本	67.7	-	-	②米以外の作物の自給力向上
		56	63.1	66.8	106	
		57	63.1	67.2	107	
	第3期	3期の基本	60.0	-	-	③農業生産構造の再編成
		58	60.0	63.9	106	
		59	60.0	62.0	103	
水田農業確立対策	前期	60	57.4	59.4	103	①水田を活用して生産される作物の生産性の向上 ②地域輪作農法の確立 ③米の計画的生産 ④行政と生産者・生産者団体が一体的に推進
		61	60.0	61.8	103	
		62	77.0	79.1	102	
	後期	63	77.0	79.2 (見込み)	102	
		H.元	77.0			

資料：農畜園芸局企画課調べ

注：昭和63年の実施面積（見込み）には、米需給均衡化緊急対策の転作対応分（25千ha相当）は含まれていない。

年表

年号	西暦	国内事項	県内事項
明治 4	1871	3 開墾適地を調査 7 官林規則 8 荒蕪不毛地払下規則公布 (入札払下, 印旛沼開墾など)	美濃は9県 (他に3県飛地) となる。高山県は廃止, 飛騨3郡は筑摩県に併合, 美濃の諸県を廃して岐阜県を設置
"	5	5 広沢安任が青森県に洋式牧場を開く 6 官有林を無制限に払下 (山形の松ヶ岡開墾など) 9 北海道土地払下規則 オランダの河川技術者を招き, ファンニドールン来日	
"	6	1 官林荒蕪地払下規則, 民有地荒蕪地処分規則 8 河港道路修築規則公布 9 オランダ技師ヨハネス・デレーケ来日	
"	7	窮迫土族に不毛地を無償下付従・信濃・木曾川などでオランダ式粗栄工	厚見郡今泉村に県庁舎しゅん工し移庁
"	8	名倉太郎馬が静岡県で畦畔・農道整理を実施, 木津川ではじめて西洋式砂防工事	
"	9	12 内務省が国営開墾の候補地調査	筑摩県が廃止され, 飛騨3郡は岐阜県に合併する。
"	10	1877	
"	11	富田基平が熊本県で暗渠排水工事 旧尾張藩士徳川慶勝が北海道に旧家臣入植	明治天皇, 岐阜県庁へ行幸
"	12	那須原野の土族開墾や安積疎水・明治用水の工事はじまる, 北海道に開進会社, オランダ技師ムルデル来日 (M23まで在日)	
"	13	11 区町村会法8条に水利土功会の組織を定 規那須開墾社, 沢沢栄一らの耕牧舎 (箱根仙石原), 北海道日高の赤心社らが発足 ファンニドールン帰国	農事振興のため27郡農区, 206 農事会を設立
"	14	旧長州藩主・旧佐賀藩主が北海道に土族授産開墾	岐阜県農事大会が岐阜で開かれる。
"	15	7 徳川昭武が茨城県に牧場経営 津田仙が千葉県で開墾 (M20ころから大農経営, M25に失敗)	自由党総理板垣退助美濃遊説, 岐阜で遭難
"	16	愛知県木津用水改修 北白川宮の浅間牧場 (M9経営), 那須野の傘松・鍋島農場, 北海道の起業社などが開設	
"	17	区町村会法改正 (水利土功会の組織変更) 開墾の歳下年季が15年にのびる 那須疎水着工 (M18完成) このころ富田基平が留井戸完成	美濃諸川大洪水, 拡農会設立 (M27年県農会と改称)
"	18	静岡県庵原郡飯田村に蒸気機関ポンプ揚水機場 ムルデルが利根川運河の設計 (M21着工) 毛利元敏那須野の牧場払下 この年, 利根・木曾・淀川に大洪水	西濃洪水
"	19	6 北海道土地払下規則 (大面積払下のはじまり) 戸田氏共が那須野で, 九鬼隆義 (M23失敗) が兵庫県に大農経営	
"	20	樋田翁一が耕地整理と農道改修の必要を力説 北海道で鹿島万兵衛らが大農経営, 見沼代用水の柴山伏越をレンガ造とする 鈴木浦八が畦畔改良に着手 (静岡式田区改正のはじまり)	木曾, 長良, 揖斐 3川の分流工事着手
"	21	3 高多久兵衛が田区改正に着手 (石川式のはじまり) 旧長州藩主毛利祥久が愛知県渥美湾に干拓新田を開く 那須野に多くの華族牧場と群馬県に神津牧場が創設 このころから暗渠排水が着目される	
"	22	区画整理の歳下年季が30年となる 北海道で5万町の華族組合農場や前田利嗣が開墾開始	岐阜市制施行

各務用水事項

白金用水組合は, 松森村 吉田平三郎への永代米を一時金70円にて打切る

白金用水 三の秋大破

芥見村民等 用水路開発を欲す

上白金村民の要望する白金用水堰新設

上・下白金の村民 白金用水の大改修を欲し, 3月に岡田只治は, 水路開発の起工意見を県知事に上申する (各務用水開発)

4月4日 各務郡芥見村外9ヶ村を, 各務用水開削連合村会の区域に指定

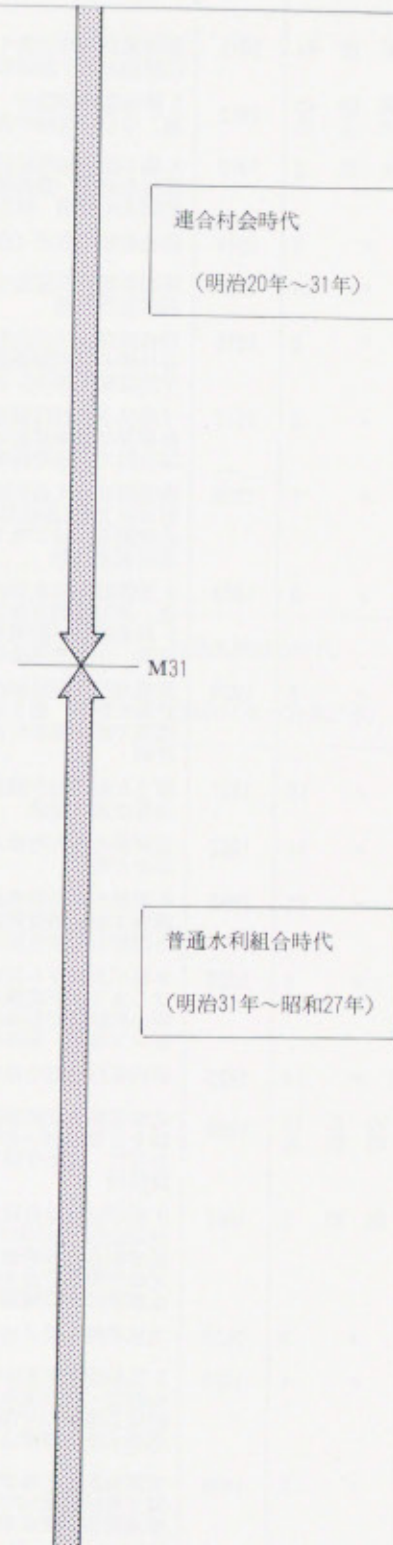
戸田村 岡田只治, 各務用水開発を企て, 自ら測量を計画して従来の白金用水に代わり各務用水開発の有志を募る
3月 芥見村大反対運動 4月 各務用水開発起工
5月 武儀郡地内の掘削工事着手
各務用水開発に当り, 上白金用水井口敷土捨場及び土捨道等 金200円にて買取

連合村会時代

(明治21年~31年)

年号	西暦	国内事項	県内事項
明治 23	1890	6 水利組合条例公布 10 公有水面埋立法 11 官有地取扱規則(官有地の埋立・干拓の 免租期間を定める)群馬県多野郡美土里村 で蒸気エンジンの踏巻ポンプ(機械揚水のは じまり) 渋沢農場が青森県三本木に開設、 小岩井農場が岩手県で私下	
"	24	1891 新潟県西蒲原郡巻町で蒸気機関による木製 タービン水車排水を開始(機械排水のはじ まり) 常陸寺川大洪水(災害復旧により 用水取入口を合口) 湯本義憲「治水に関 する建議」など、このことから治水論盛ん となる	本巣郡根尾村を震源地とする濃尾大震災 起る
"	25	1892 酒匂常明が「治水新論」で土地改良を力説	西濃諸郡で小作争議が発生
"	26	1893 3 北海道の華族組合農場が蜂須賀・菊亭・ 戸田農場に分立 松方正義が那須野に千本 松農場創設	西濃大水害
"	27	1894	養老郡多芸輪中に県下最初の蒸気力水車 を設置。
"	28	1895 静岡県駐時改良費貸与規則	西濃大コウ水
"	29	1896 4 河川法(国営堤防工事の拡大)。	県下大コウ水
"	30	1897 3 北海道国有未開地処分法(無償) 渋沢 栄一ら北海道に十勝開墾会社、大阪府泉北 郡向井村でボイラーによる機械排水。	郡制実施(18郡役所が設置される)、県 下に水利組合条例施行
"	31	1898 2 耕地区画改良期成同盟結成、中井太郎 「大口本簡易排水法」	この年から西濃各所に水害予防組合が設 けられる。
"	32	1899 3 耕地整理法公布 藤田農場が児島湾干 拓、熊本県八代郡で郡営工事に着工	
"	33	1900	木曾、長良、揖斐 3川分流工事完成、岐 阜県立農学校開設
"	34	1901 デレーケ帰国	県立農事試験場設置
"	35	1902 3 北海道土功組合法公布	中濃地方風水害
"	36	1903 勸業銀行が耕地整理に貸付をはじめ 富 田甚平が水閘土管を発明	
"	37	1904	
"	38	1905 2 耕地整理法改正(灌漑排水が中心とな る) 東京高農で耕地整理技術員養成はじま る(国庫補助)	
"	39	1906 6 耕地整理及び土地改良奨励費規則(国庫 補助のはじまり) 東大で耕地整理技術員 の講習を開始	
"	40	1907 6 耕地整理研究会発足 第1回府県耕地整 理主任官会議 第1回農業水利状況調査 岡山県高梁川東西用水の合口 東京電灯が 駒橋発電所から長距離送電	
"	41	1908 4 水利組合法公布 耕地整理の事業費には じめて国費補助	岐阜県耕地整理補助規則制定
"	42	1909 4 改正耕地整理法公布(灌漑排水が重点) 農商務省「田ノ灌漑排水ニ関スル状況」 信濃川大津分水工事、山形県飽海郡耕地 整理組合事業を開始	岐阜県耕地整理奨励規則制定
"	43	1910 3 日本勸業銀行法改正(勸銀・農工銀を経 て大蔵省預金部低利資金貸付) 北海道第 1期拓殖計画 10 臨時治水調査会(第1 次治水計画) 利根川第2期改修工事はじ まる	

各務用水事項
7月 仮通水で8番地崩壊 12月 各務用水竣工
5月 各務用水完成 7月 通水 10月28日 濃尾大地震により大破 加納輪中の抗議
各務用水路の震災復旧のため国費1800余円の補助を受 ける
6月 震災復興により再通水 8月 長良川洪水により各務用水の水源地帯 水路600 間大破 井口一番樋を竣工 4月 用水路復旧に国費より3800円補助
7月 長良川大洪水により用水路が大破し、井口一番 樋下およそ700間崩壊し津保川掛樋流失 陳情書提出 引堤新設、改修工事開始
用水水源大改修 普通水利組合創立 取入口に岡田只治発案の「八の字堰」を築く 2月24日 第一回組合会開会 3月 各務用水堰 工事完成
用水路大改修工事完成 3月 用水路完成式・功労者慰霊祭挙行
各務用水記念碑除幕
各務用水組合 功労者 岡田只治に金1600円を贈る 普通水利組合同約改正 3月13日 各務用水組合 功労者を表彰



年号	西暦	国内事項	県内事項
明治 44	1911	新潟県白根郷で第1次排水改良事業開始 山林局が第1期森林治水事業を開始	
明治 45 大正 元	1912	6 耕地整理諮問会 上野英三郎「農地拡張論」などで食糧の国内自給論を主張	県下風水害
大正 2	1913	3 第1回耕地拡張見込地調査 8 農業水利慣行を調査 帝国農会総会で悪水路の統一の制度化建議 秋田県排水共進会	
"	3	1914 耕地整理法改正(海面の埋立・干拓を加う)	
"	4	1915 島根県農政研究会で小作人保護のため耕地整理施行決議	
"	5	1916 耕地整理主任官会議で用水節約を検討 官有林郷のうち開墾地を民間に予約払下 中川改修工事はじまる	
"	6	1917 「農業水利慣行調査」発表 府県の河川改修事業に国庫補助はじまる 岡山県上道郡富山村で石油発動機を揚水用踏車に用う	揖斐郡八幡村、本巣郡北方町で小作争議起る。
"	7	1918 農商務省が土地利用計画事業を開始(100町歩以上415区45万町) 第2回耕地拡張見込地調査 はじめて農業水利法案 地下水利用調査開始	東濃で米騒動起る、岐阜県耕地整理連合会結成(T15岐阜県耕地協会と改称)
"	8	1919 3 帝国議会で水利法制定建議 4 開墾助成法 道府県農会長会議で水利法制定決議 8 農商務省が農業水利法案、内務省も水利法案 主要食糧農産物改良増殖奨励規則	
"	9	1920 開墾地移住奨励補助を開始 農業水利改良計画に着手 第2回農業水利状況調査 山梨県で排水事業に補助 北海道で排水補助計画	
"	10	1921 第2次臨時治水調査会(第2次治水計画) 公有水面埋立法	木曾川上流改修(10カ年計画)施行
"	11	1922 長野県の西天竜耕地組合がコンクリート水路など起工	県は自作農創設資金貸付規則を制定
"	12	1923 4 用排水改良事業補助要項(500町以上の県営工事に国費補助のはじまり) ころころ内務省で河水統制事業の発想おこる	岐阜県高等農林学校設立
"	3	1924 木曾川大井ダム完成(貯水池で発電事業のはじまり、下流農業用水との紛争激化) 岡山興除村で石油発動機によるパーチカルポンプ普及 福島県で排水事業に補助	県庁舎改築工事落成(現岐阜総合庁舎)
"	14	1925 新潟県白根郷で県営用水改良事業開始	本巣郡七郷村に県農事試験場を移設
大正 15 昭和 元	1926	北海道第2期拓殖計画 用排水改良事業補助を支線の30~500町に拡大 帝国耕地協会設立 生命保険会社が耕地整理に長期融資開始	岐阜県内務部耕地課生まれる
昭和 2	1927	5 帝国耕地協会発足 8 水源涵養造林補助規則公布 庄川の用水合口事業開始 耕地整理組合の田債償還・低利借替のため簡易生命保険積立金を融通 北海道で泥炭地客土事業に半額補助	西濃各地で地主小作紛争頻発、帝国耕地協会に加入
"	3	1928 大規模開墾見込地の開発計画樹立	
"	4	1929 3 巨椋国営干拓が議会議決 10 農業土木学会設立 河川委員会 開墾助成法による補助は工事費の4割とす 白根郷で県営第2次排水改良事業はじまる	深川事件が起り警察、軍隊が出動する。
"	5	1930 失業救済土木事業に政府から低利融資 国営大規模開墾10年計画 黒部川の用水合口事業開始(愛本堰設置) 小牧ダム完成	県下に風水害

各務用水事項
津保川掛樋替工事竣工
水利組合同約の改正
小屋名区 再び各務用水普通水利組合に水利権の承認方を願書で提出
小屋名耕地整理組合が用水の諸条件を承諾し水利権を承認

普通水利組合時代
(明治31年~昭和27年)

年 号	西 暦	国 内 事 項	県 内 事 項
昭 和 6	1931	3 耕地整理法改正（組合費の強制徴収） 失業救済農山漁村対策の耕地拡張改良事業 白根郷で耕地整理開始	
"	7	1932 救農土木事業開始（S9まで）暗渠排水事 業にも国庫補助 諏訪湖釜口水門起工（河 川総合開発県営事業）	県下に風水害
"	8	1933 11 土木会議（第3次治水計画）巨椋池国 営開墾・児島島第2期干拓・有明湾県営干 拓起工 アメリカ TVA 事業開始	東海四県（山梨、静岡、愛知、岐阜）耕 地協会連合会結成
"	9	1934 災害復旧応急施設耕地事業（S12まで%の 助成）農業水利調整法案	室戸台風による大風水害
"	10	1935 江戸川河水統制事業開始 関西風水害	
"	11	1936 東北地方集団農耕地開発事業（S15まで） 吉野川分水問題解決	岐阜市主催進日本大博覧会開催、耕地 事業模型並に用排水改良実況出品
"	12	1937 7 500町以下の用排水事業にも国費補助 9 帝国治山治水協会設立 河水統制調査開 始 青森県三本木原・秋田県田沢湖疎水国 営開墾開始	
"	13	1938 4 農産資源開発開墾助成事業はじまる 8 第3回耕地拡張見込地調査 相模川などの 河水統制事業小河内ダム起工	
"	14	1939 4 重要農林水産物増産助成規則（戦時食糧 増産計画開始）宮崎県川南原国営開墾着 手 満州開拓政策基本要綱制定	
"	15	1940 4 農業水利改良事業補助規則（規則の統 合）8 農業水利臨時調査令 福島矢吹原国 営開墾開始 河水統制事業に国費補助	
"	16	1941 3 農地開発法 5 農地開発営団設立（国営 事業の代行）大分県昭和井路営団開墾開 始	
"	17	1942	地方事務所設置（11カ所）
"	18	1943 6 第1次食糧増産事業開始 8 第2次食糧 増産土地改良事業（5～6年分の工事量） 7 岡山県興除村で全耕地の灌漑排水設備電 化 両総用水と琵琶湖河水統制事業起工	
"	19	1944 第3次食糧増産土地改良事業	
"	20	1945 11 緊急開拓実施要綱決定 第4～5次緊 急食糧増産事業	B29が岐阜市、大垣市、各務原市を空襲 枕崎台風
"	21	1946	県に開拓課を新設、農地部を新設、南海 道地震
"	22	1947 5 全国農業技術士連盟設立 9 キャスリ ン台風 全国耕地協会	県農地委員会選挙、臨時国勢調査（県総 人口149万3,644人）
"	23	1948 相模原の畑地灌漑事業開始 農林省開拓研 究所設立（S24農業技術研究所へ改組）	国家地方警察岐阜県本部開庁
"	24	1949 8 土地改良法施行 12 土地改良事業に対日 援助見返資金を運用	岐阜県東京事務所設置
"	25	1950 4 開拓信用基金制度決定 8 農業水利に見 返資金を投資 河水統制事業が復活	国勢調査（県総人口154万4,538人） 県議会議事堂完成
"	26	1951 河水統制事業は河川総合開発事業と改称	
"	27	1952 4 亀田郷問題おきる 5 全国土地改良協会 7 電源開発促進法	
"	28	1953 6 北九州大水害 農林省に水理実験所設置	県町村合併促進指導要領決定
"	29	1954 『水経済年報』発刊	
"	30	1955 10 愛知用水公団・農地開発機械公団発足	国勢調査（県総人口158万3,605人）

各 務 用 水 事 項

各務用水 小金田耕地整理等の功労者 後藤小平治彰
功碑を建立

各務用水 県営かんがい排水事業により枳りを2430m
上流の小瀬の河戸に置く

各務用水改良事業竣工
土地改良区への組織変更

普通水利組合時代

(明治31年～昭和27年)

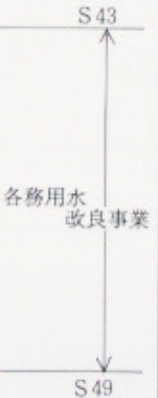
土地改良区時代

(昭和27年～)

年号	西暦	国内事項	県内事項
昭和 31	1956	3 八郎潟干拓計画にオランダ技術援助契約、千葉県長浦干拓起工、12 開墾などに国際復興開発銀行から借款契約	金華山に岐阜城完成
"	32	7 千葉県両総用水路一部完成、愛知用水の世界銀行借款妥結(12月起工)、特定土地改良工事特別会計制度発足、八郎潟干拓着工	東濃地方に豪雨
"	33	5 農地集団化第2次計画発表、6『農地行政白書』発表、全国土地改良事業団体連合会、9 狩野川台風	飛騨地方一帯に集中豪雨、農業改良普及所新設
"	34	9 伊勢湾台風	伊勢湾台風により県内一円史上最大の風水害を受く、台風7号によるコウ水で養老町根古地内牧田川堤防決壊
"	35	11『日本農業と水利用』発刊	台風11、12号により長良川大コウ水となり関市、岐阜市で堤防決壊、国勢調査(県総人口163万8,399人)
"	36	6 愛知用水公団が豊川用水を継承、11 水資源開発促進法制定	梅雨前線の豪雨で県下に被害、北美濃地震、第二室戸台風県下を襲う
"	37	1 愛知用水完成、2 水資源開発公団法施行、草地改良にも公共事業開始	岐阜県防災会議、岐阜県災害対策本部に関する条例制定、台風14号により県下に被害
"	38	4 総合土地改良方式発足、団体営圃場整備事業発足、5 東京で国際灌漑排水委員会第5回総会、9 児島潟の干拓完成、火力発電量が水力発電をこえる(火主水従)	
"	39	4 用水障害対策事業発足、都道府県営圃場整備事業発足、6 土地改良法改正(土地改良事業の長期計画制度)、7 新河川法、10 秋田県八郎潟干拓地に大潟村誕生	横山ダム完成(多目的ダム)
"	40	2 愛知川水源寺ダム着工、6 八郎潟新農村建設事業団、11 国営容土事業発足	揖斐川上流に集中豪雨、国勢調査(県総人口170万0,365人)
"	41	3 土地改良長期計画閣議決定、4 内水排除事業発足	岐阜県新庁舎完成、岐阜県総合開発計画策定
"	42	4 大規模圃場整備事業発足	戦後初の異常干ばつ
"	43	5 豊川用水、利根導水路完成	
"	44		東美濃地震により県下に被害、木曾川総合用水事業に関する事業実施計画の事業認可
"	45		国勢調査(県総人口175万8,954人)
"	46		岐阜、大垣、各務原、羽島の都市計画区域における市街化区域、市街化調整区域を指定、置県100年記念式典
"	47	土地改良法改正	東濃地方に豪雨
"	48	4 土地改良長期計画	
"	49	国土庁発足、国土利用計画法公布、国営造成土地改良施設整備事業の創設、農用地開発公団設立、伊豆半島地震	
"	50	団体営農業用排水路等安全施設整備事業の創設	国勢調査(県総人口186万7,976人)、中央自動車道、恵那山トンネル開通
"	51	農村基盤総合計画調査実施要綱の制定、農用地開発利用促進計画実施要綱の制定、農村基盤総合整備事業実施要綱の制定、伊豆半島南部で集中豪雨	台風17号による集中豪雨により安八町大森地内長良川堤防決壊
"	52	土地改良法一部改正、団体営土地改良総合整備事業の創設、農地開発利用促進事業の創設、土地改良施設維持管理適正化事業の	

各務用水事項
<p>9月 伊勢湾台風により、取入水門の操作室及び幹線水路の堤壩を崩壊</p> <p>10月 国庫負担対象復旧事業として修復に着手</p> <p>8月 第二室戸台風による被害(国庫対策事業として復旧)</p> <p>集中豪雨により小瀬調節水門前右岸の崩壊(国庫対策事業として復旧)</p> <p>県営改良事業の着手</p> <p>集中豪雨により小瀬調節水門流砂岩の護岸崩壊(国庫対策事業として復旧)</p> <p>取入口の電動化</p> <p>県営改良事業の完了</p> <p>蘇原南部土地改良事業着手</p>
<p>各務用水改良事業着手</p> <p>団体営事業3地区(長森、南長森、白金)</p> <p>県単独事業6地区(南長森、山後、長新、細畑、切通野畑)</p>
<p>全国土地改良事業団体連合会より銅賞の表彰を受ける</p>

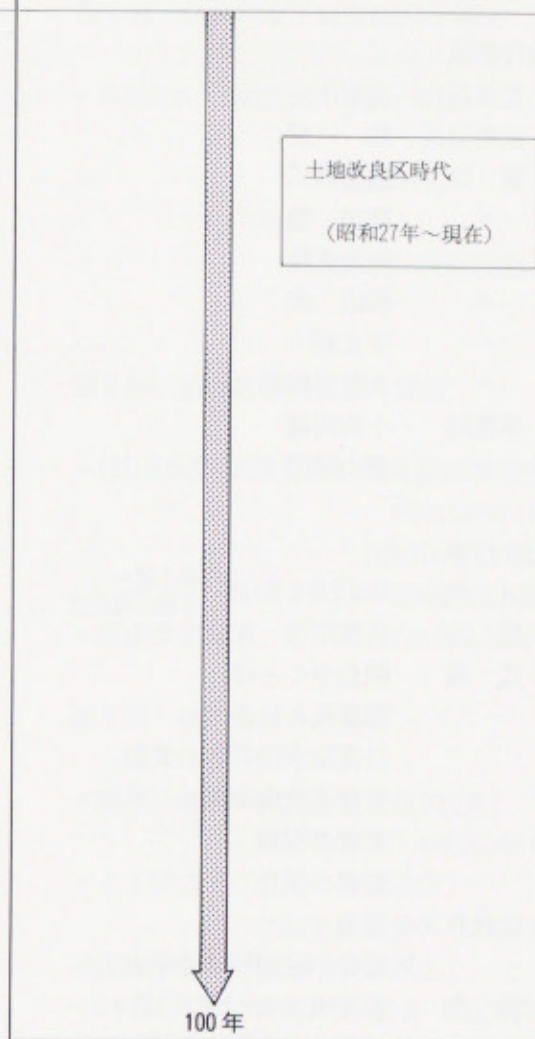
土地改良区時代
(昭和27年～現在)



年号	西暦	国内事項	県内事項
昭和 53	1978	創設、土地改良管理指導センター設置 運営事業実施要綱の制定 土地改良法施行令一部改正、農林地一帯開発整備パイロット事業の創設 宮城県沖地震、伊豆大島近海地震	
〃 54	1979	土地改良法施行令一部改正、都道府県営排水対策特別事業の創設 県営土地改良総合整備事業の創設	
〃 55	1980	伊豆半島東方沖で地震	国勢調査（県総人口196万0,107人）
〃 56	1981	台風15号による集中豪雨により利根川支流小貝川堤防決壊 台風12号による集中豪雨により石狩川堤防決壊	奥美濃地方に集中豪雨
〃 57	1982	第三次土地改良長期計画樹立 長崎に集中豪雨	第三次総合計画第三期実施計画策定 国営西濃用水部分供用開始 国営長良川用水事業着工
〃 58	1983		
〃 59	1984		
〃 60	1985		
〃 61	1986		
〃 62	1987	第四次全国統合開発計画 集落地域整備法公布	
〃 63	1988		
平成 元	1989		
〃 2	1990		



各務用水事項
全国土地改良事業団体連合会より銀章の表彰を受ける
全国土地改良事業団体連合会より金章の表彰を受ける
各務用水百年記念式典・行事開催



各務用水開削竣工百年記念行事の
あらし

1. 実行委員

- 委員長 浅野庄一
副委員長 林 茂
委員 後藤純三
" 篠田 豊
" 坂井正雄
" 前田 実
" 平光重一
" 久保田岩男
事務局 小森時雄
" 田中敏子

2. 記念行事

- 日時 平成2年8月24日 午後1時～午後3時30分
場所 各務原市 文化ホール
式典 開会のことば
理事長あいさつ
各務用水功労者の表彰
受賞者代表謝辞
来賓の祝辞
来賓の紹介

記念作文の発表

- 関市・各務原市の中学生2人
演劇 各務用水—水よ流れよ滔々と—
作 亀山真治氏
劇 岐阜市藍川中学校演劇部

- 各務用水路・施設のスライド説明
民謡 各務原市芸能クラブ
閉会のことば

3. 功労表彰者のあらし

御芳名	業 績	没年
横山忠三郎氏	開削時代の功労者	大正7年
岡田只治氏		大正3年
後藤小平治氏	土地改良区発足から県営 かん排事業遂行の功労者	大正13年
坂井義平氏		平成元年
森守一氏		昭和59年

4. 感謝状

感謝状

故 横山忠三郎翁の遺族 横山信三様

あなたは各務用水開削の創業にあたり、幾多の困難に遭遇し、加うるに数次にわたる天災を蒙りたるも挫折することなく、遂に大事業を完成させ、正に百年の利源を開かれました。

今日の各務用水並びに美田があるは、誠にあなたの用水に対する限りない情熱と不撓、不屈の精神力そして献身的な努力の賜であります。

組合同一同は翁の偉大な功績に、いささかなりとも酬いんがため、深甚なる感謝の意を表します。

平成2年8月24日
各務用水土地改良区

理事長 浅野庄一

感謝状

故 坂井義平翁の遺族 ○○様

あなたは各務用水の事業の推進、運営、管理にあたり卓越した指導力と献身的な努力により、幾多の困難を克服し、今日の各務用水完成と安定した良き土地改良区を築かれました。

その功績は誠に偉大であり、地区組員の受けた恩恵は計り知れないものであります。

ここに組合同一同は、その功績をたたえ、深甚なる感謝の意を表します。

平成2年8月24日

各務用水土地改良区
理事長 浅野庄一

参考文献・写真・図表の出典

第1部 物語編

- 「四きょう土を開いた人々」
—各務用水をつくる—
- 武藤七郎 「長良川の英雄」
昭和63年3月

第2部 劇「各務用水」

- 亀山真治作「各務用水—水よ流れよ滔々と」

第3部 沿革編

- 各務用水土地改良区「各務用水土地改良区沿革史」
理事長坂井義平 昭和40年12月
- 岐阜県 「岐阜県土地改良史」
農政部農地計画課 昭和58年3月
- 太田更一 丹羽邦男 「各務用水成立の背景」
昭和35年3月
- 各務用水土地改良区「各務用水土地改良区沿革史」
理事長坂井義平 昭和 年 月
- 農業土木歴史研究会「大地への刻印」
㈱公共事業通信社 昭和63年11月
- 第7回全国土地改良大会運営委員会
「わたしたちの郷土」昭和59年10月
- 各務用水土地改良区「維持管理適正化事業資料」
- 武藤七郎 「長良川の英雄」昭和63年3月
- 村松郁栄 市原信治 「濃尾地震と根尾谷断層」

第4部 各務用水に尽くした人々

- 各務用水土地改良区「各務用水土地改良区沿革史」
理事長坂井義平 昭和40年12月
- 岐阜県農業土木技術連盟「岐阜県土木関係職員名簿」
昭和58年3月
- 岐阜県 「岐阜県職員録」
昭和59年～平成2年

- 岐阜市、関市、各務原市 「職員録」

第5部 各務用水土地改良区の現況

- 各務用水土地改良区「定款・規程」
- 「業務資料」
- 「取入口の長良川水位グラフ」

第6部 各務用水の貴重な資料

- (財)日本農林漁業振興会「農林漁業顕彰業績録」
昭和43年11月
- 「岡田只治氏日記山県郡
戸田村愛知用水願末記」
- 横山多賀司 「父のおもかげ」

第7部 維持管理への提言

- 岡部三郎 「図説土地改良100講」
戸田稔 昭和60年5月
- 土木学会 「水辺の景観設計」
技報堂出版(株) 1988年12月
- 志村博康 「農業水利と国土」
東京大学出版会 1987年11月
- 伊奈波農業改良普及所「平成2年度普及指導計画書」
- 武儀農業改良普及所 「平成2年度普及指導計画」
- 岐阜市農林部 「平成元年度岐阜市の農林業」
- 関市経済部 「関市の農林業」
- 各務原市経済部 「各務原市の農業」
- ㈱公共事業通信社 「農業・農村の活性化をめざした土地改良事業の展開方向」

編集後記

各務用水開削工事完成から今年が100年目にあたる。役員会において、「各務用水百年史」の刊行と記念行事の実施を決められたのは、2月であった。あと6ヶ月しかない。

まず、各務用水百年史をどのように編集し、記述するかを決めねばいけない。岐阜県土地改良史を担当した人が浮んだ。早速電話で交渉してみた。同じ県職で働いた先輩である。大変むづかしいが、局長と共に努力しようとの嬉しい回答であった。やはり同じ釜の飯を喰べた仲間はいつまでも有難いものである。

早速、必要書類を整えてから、編集打合せをした。私の考え方に執筆者も同調されて、次の事項を基調にして着手した。

- 予算をかけて折角刊行するからには、受益者に有益な内容に整理し、用水の維持管理面に反映するようとりまとめること。
- 現地写真、図面表示により、受益者が判り易く、読み易くするよう工夫すること。
- この本で各務用水の内容を知ることができる、マニュアルにすること。

だが、編集作業はやってみるとむづかしく進まない。何としても8月24日に刊行しなくてはならないので、じっくり考えているゆとりがない。また、手戻りも許されない。編集・執筆・印刷の三者打合せを度々行い、期限をきって作業を進めていった。

執筆者が、あしきめに打合せに来訪され、現地調査をされていく姿は、本当に頼もしいものがあった。

この1冊の本が、各務用水の明日、将来を築いてくれるようにしたい。

私共は、残されている古文書、写真、書きもの等を分担して調べた。ご協力下さった方々に感謝しお礼申し上げます。

この本で知っていただくように、やっと各務用水は整備ができたのですが、用水溝畔、

法面等の雑草の繁茂は大変なものです。すべて各務用水土地改良区の手で刈り取るとすると受益者の皆さんに多額のご負担をお願いしなければならない。工夫をしまして、地元の皆様が用水も地域の環境美化運動の中へ含めて頂き、草刈り、除却をして頂けるならば用水もよくなりますので、若干は助成も考えられるのではなかろうか。

こんなことを考えていると、執筆者も同意見で、第7部維持管理への提言のなかに盛り込みましたとのこと。

各務用水は、100年(才)になりました。整備ができたのですから、これから大いに活用しなければなりません。それには、手入れ、用水の愛護が必要です。本書をお読み頂ければ、その必要性をご理解頂けるものと思います。

本書の編集、刊行にあたり、ご援助頂きました岐阜市、関市、各務原市ご当局、資料閲覧等にご協力頂きました方々に厚くお礼申し上げます。お蔭をもちまして刊行できました。

どうか今後も各務用水をご愛顧くださいますよう祈念いたします。

以上

平成2年7月吉日

各務用水土地改良区

事務局長 小森時雄

執筆者のあとがき

各務用水土地改良区事務局長から「各務用水百年史」を編集することになったので、手伝っていただけないかのお話を承ったときは、「私ではとても無理ですから」とお答えしながら私も受益者の1人である、お役に立たねばと考えまして、微力ながらお引受けいたすことにしました。平成2年4月初めから打合せ、資料収集に着手しましたが、想像以上に資料が乏しく、一時は困惑しました。

まず、構想をまとめて事務局長に打合せ、事務局保存文書・書物・写真等を借用し、図書館調査・岡田只治氏及び横山忠三郎氏ゆかりの家を訪ねて所蔵古文書・写真等をみせて頂いた。

各務用水の現況把握、流量調査、写真撮り、市役所、農協等への資料依頼を繰返し進めた結果、かなりの資料が集収できました。

執筆に入ったが、何にせ100年間を系統立てて書くのは容易でなく、遅々として進まない。期限は1日、1日と迫ってくる。慌てることより、無駄なく、しっかり書いていこうと絶えず、構想の目次をにらみ合せて方針どおり、次の事項に留意して集注して書きました。

- 受益者・関係者は、各務用水の沿革、全容等については、関心が深いので正確であることを心がけたこと。
- 現代流にして見易くし、図・写真を多くし、一目で判るようにしたこと。
- 小学生の部、中学生・一般のダイジェストの部をまとめ、読み易くしたこと。
- この1冊で沿革、偉人たち、用水の現況、土地改良区の管理等一切が判るマニュアルにしたこと。
- 用水施設の維持管理をよくしていくため、受益者に呼びかけたこと。
- 受益者が、用水全般のことを知っていただくよう図面にまとめたこと。

なにせ、不慣れのため不十分な点が多いと思いますが、ご寛容を頂き、意のあるところをお汲みとり頂きたいと思います。

この「各務用水百年史」が、各務用水の伴侶ともきずなともなり、各務用水土地改良区が健全で、用水施設がいつまでも万全であるようこいねがいます。

かくして、完結した「各務用水百年史」が、永遠の歴史に刻まれ、21世紀に向って、大きく羽ばたく礎になれば望外の喜びであります。

老婆心ながら、今後のために気付いたことを残しておきます。

- 将来必要と考えられる資料は、年別に整理して永年保存にすること。
 - 受益者のなかで、古文書、写真等を所蔵される方は、リストを作成し各務用水土地改良区事務局へお出しいただきたいこと。
 - 今後の改良、整備工事記録は、この本にあるように整理して保存されること。
 - 用水の水質調査を実施されること。
 - 取入水位記録を図表化されること。
- 以上

平成2年7月吉日

大日コンサルタント株式会社

取締役農林部長 桑原信男
(技術士)

各務用水百年史

平成 2 年 7 月

編 集 各 務 用 水 土 地 改 良 区

発 行 各 務 用 水 土 地 改 良 区
岐阜市司町 1 番地(岐阜総合庁舎内)

印 刷 合 資 会 社 松 岡 印 刷 所
美 濃 市 5 5 - 2 番 地

